

三田市で農地をお持ちの方  
農地を耕作している方へ

ひら

地域の未来を拓く農業へ！

# 「地域計画」

～10年後、地域の農地を使って誰が、どこで、何を、どんなふうに農業をするか計画します～

「農業を続けられない農家がいる。これから、私達の地域の農業は大丈夫か・・・」  
「私の代で農業をやめる。この農地、これからどうしたらいいのか・・・」  
「これから、どんな農業をしていけばいいのだろうか・・・」  
「地域でがんばっている農家がいる。何か応援したい。」  
「これからの農業を担っていく人がやり易い農業に変えていかないといけない。」

**そんな疑問や気持ちがありませんか。  
私たちと一緒にそんな地域の課題の解決に向けて  
一緒に考えて取り組みませんか。**



三田市  
三田市 農業委員会  
兵庫六甲農業協同組合  
兵庫県 阪神農林振興事務所  
兵庫県 阪神農業改良普及センター  
ひょうご農林機構 阪神農地管理事務所（農地バンク）

地域計画のことは、

私たちにお問い合わせください！

## 問い合わせ先

三田市 農業創造課（079-559-5089）

主な担当：地域計画全般、補助事業の運用

## 関係機関も一体となって取り組んでいきます

兵庫六甲農業協同組合 三田営農総合センター（079-563-4192）

主な担当：地域計画全般

三田市 農業委員会（079-559-5178）

主な担当：農地の出し手・受け手の利用意向調査

現況地図・目標地図素案の作成、農地中間管理事業の働きかけ

兵庫県 阪神農林振興事務所（079-562-8846）

主な担当：国・県が実施する補助事業の運用

兵庫県 阪神農業改良普及センター（079-562-8861）

主な担当：営農技術指導、営農計画指導

ひょうご農林機構 阪神農地管理事務所（079-562-8846）

主な担当：農地中間管理事業（農地バンク）全般

※農地の所有者等は、「適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」と法によって定められています。将来、地域内のみんなが困ることがないように、「私は関係ない」のではなく、あなたにも10年後の地域の農業をみんなと一緒に考えていただきたいと思えます。

●地域計画の策定について（三田市ホームページ）

<URL>

[https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/19/gyomu/sangyo\\_shinko/nogyo\\_ringyo/nogyo/22387.html](https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/19/gyomu/sangyo_shinko/nogyo_ringyo/nogyo/22387.html)



## どうして地域計画になったのか

これまでの「人・農地プラン」では、地域の話し合いにより、効率的で適正に耕作された地域の農業を目指し、認定農業者などの中心経営体への農地の集積・集約の方針と、実現への取り組み方針を定め、進めてきましたが、法が改正され、令和5年4月1日から、**より踏み込んだ、「地域計画」**として策定を進めることとなりました。

これは、全国的な高齢化や人口減少の進展により、地域の農地の耕作放棄や荒廃が一層懸念されるなか、新たな担い手の発掘と効率的な農地利用を進めるため、農地の集約化等に向けた取り組みを加速していくものです。目指すべき将来の農地利用の姿をより具体的に明確化するため、**目標地図の作成を含めた「地域計画」**の策定が進められるようになりました。

### < 目標地図のイメージ >



「緑色の農地は〇〇さん」「赤色の農地は△△さん」のように、貸借も含めて、どこの農地を、10年後に誰が耕作するのかを明確にします。(作成後、状況によって見直していくことになります)

※ 市街化区域の農地については、地域計画の策定対象外です。

## 地域計画を作るにあたって

### ● 良い点

- ・ 10年後の地域内の個々の農地を「誰が耕作するのか」の見通しをつけることができる。
- ・ 地域内で進むべき農業の方向(何を、どんな栽培方法で)を定めることができる。
- ・ 今後、農業をしていく人が耕作しやすい農業(効率的な営農環境)に変えていくことができる。
- ・ 国の補助や支援を受けやすくなる。

### ● 注意点

- ・ 地域計画策定後は、一般的に行われている農地の貸借方法である、利用権設定等促進事業<sup>※1</sup>(通称: 相対)が利用できなくなり、農地中間管理事業(ひょうご農林機構が当事者間の中に入り、それぞれに貸借を行うもので、原則貸借期間10年間以上となるもの)等に限定される<sup>※2</sup>。

※1 個人間で直接農地を貸し借りする制度

※2 令和7年4月以降は、すべての地域で相対による利用権設定はできなくなります。

## 人・農地プランと地域計画の主な違い

事項	人・農地プラン	地域計画
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現況地図 ⇒ 年齢別や後継者の有無等を示した地図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現況地図 ⇒ 年齢別や後継者の有無等を示した地図</li> <li>● 農業上の利用が行われる区域の設定 ⇒ 持続可能な農業を展開していく地域と、それ以外の地域の区域設定</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域農業の将来の在り方                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心経営体への農地集積の方針</li> <li>・ 農地集積方針の実現のために必要な取り組み方針</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域農業の将来の在り方                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の集積と集約の目標</li> <li>・ 生産する作物や栽培方法</li> <li>・ 農地の効率的かつ総合的な利用方針</li> <li>・ 目標達成のために必要な措置</li> <li>・ 目標地図に位置付ける者</li> </ul> </li> </ul>
農地を担う者	主に次の農業者を「中心経営体」として位置付け、人・農地プランに記載しました。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 認定農業者</li> <li>② 認定新規就農者</li> <li>③ 集落営農組織</li> <li>④ ①～③に該当しない大規模農家(基本構想水準到達者<sup>※</sup>)</li> </ol> 等	左記の①～④の農業者だけでなく、今後10年にわたり、農業を営むことが見込まれる、⑤～⑦の方も地域計画と目標地図に記載します。 <ol style="list-style-type: none"> <li>⑤ 地域で農業を営む方(兼業農家を含む地域の農業者、他の地域にお住まいで、地域内で農業を営む方)</li> <li>⑥ これから地域で農業を始める方</li> <li>⑦ 民間の農作業の請負業者</li> </ol> 等
	※ 市が定める「効率的かつ安定的な農業経営の指標」を満たす経営規模の農業者のこと 例：水稻の経営面積10ha以上 等	